

社会福祉法人三陸福祉会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員一人ひとりが仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境を整えるために

次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～令和10年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

【目標 1】

・育児休業を予定している職員や育児休業中の職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

【取組内容】

- 令和5年8月1日～ ・行動計画の内容を社内で見やすい場所に掲示し、周知する。
- 令和5年9月1日～ ・電話やメールなどにより、休業中の職員との連絡を密にし、業務の進捗状況の報告など情報提供し、復職しやすい環境を整える。
- 令和6年4月1日～ ・復帰後に技術の確認や能力の向上のための取組みを実施、またはキャリア形成を支援するためのカウンセリングを実施する。

【目標 2】

・所定労働時間を現状より削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

【取組内容】

- 令和5年8月1日～ ・行動計画の内容を社内で見やすい場所に掲示し、周知する。
- ・所定労働時間の実態の把握と問題点の洗い出しをする。
- 令和5年10月1日～ ・職員との面談の機会を設ける。
- 令和5年12月1日～ ・ノー残業デーを設定、実施し、残業時間の抑制を図る。
- 令和6年4月1日～ ・勤怠管理システムを導入し、労働時間や有休休暇取得状況をリアルタイムに管理できる体制を整える。